

令和元年度各部定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成31年4月5日（金）から令和元年8月20日（火）まで

2 監査の対象

平成30年度の財務に関する事務の執行状況等

3 監査対象部局及び日程

別添「令和元年度各部定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

非常勤職員の旅費について、定期券調整や運賃算定の誤りにより、支給額に過不足が生じているものがあった。

（西部地区サービス事務所、福祉総合課、介護保険課、
子育て支援課、清掃リサイクル課、教育政策課）

(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 収納事務委託をしている「プール利用料収納業務、超過料金徴収業務及び貸切使用料収納業務」について、収入があった日ごとに調定を行っていなかった。

(スポーツ振興課)

イ 購入した郵便切手(50円切手10枚)について、郵便切手受払簿への記入漏れがあり、残枚数と不一致があった。

(産業経済・消費生活課)

ウ 資金前渡受者の現金出納簿については、個別口座と総括口座の両方を設けなければならないが、総括口座を設けていなかった。

(碑文谷保健センター)

エ 現金出納簿の記帳内容の確認を怠ったため、前渡を受けた科目と異なる科目から、残額を超えて払い出しを行っていた。

(子育て支援課)

オ 自転車置場登録手数料について、収納金日報を1年間作成していなかった。

(土木管理課)

カ 現金出納簿で、総括口座に資金前渡受者である課長の確認印が1年間押されていないかった。

(土木管理課)

キ 収納事務委託をしている放置自転車等撤去保管料について、委託業者から報告を受けていたが、部長へ収納金収入報告をしていなかった。

(土木管理課)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 80万円以上の工事請負契約は契約課契約であるが、同じ種別で合算すると80万円以上となる工事について、3件の契約に分けて80万円未満の自所属契約としていた。また、いずれも同一の2者からの見積徴取で、3件とも同一業者と契約していた。

(施設課)

イ 単価契約にもかかわらず、誤って総価契約の入力を行ったため、契約書を再度作成することとなった。

(税務課、産業経済・消費生活課、福祉総合課)

ウ 見積もり合わせを行った2者の見積もり内容について、それぞれ不備があったにもかかわらず、業者を決定し、契約を締結していた。

(高齢福祉課)

エ 随意契約により契約するときは、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら物品購入に当たり、見積書の徴取を1者とすることができ1件当たり5万円未満の契約とし、2件以上の契約を同日又は短期間に同一業者や同種の別業者と行っていたものがあつた。

(保育課、学校運営課)

オ 告示図書作成委託において、見積書の徴取を1者としていたが、適切な理由がなく、本来は2者以上から見積書を徴取すべきであった。また、同様の契約が4件あった。

(土木管理課)

カ 目黒川桜開花期間中の仮設トイレ借上げの見積もり金額が同額であったにもかかわらず、再度見積もりを行うことなく、契約相手を決定していた。また、同様の契約が3件あった。

(道路公園課)

キ 再委託を行っているにもかかわらず、再委託承諾の手続きを行っていないものや仕様書に再委託に関する記載がないものがあった。

(みどり土木政策課、学校運営課)

(4) 要綱の規定に基づく事務処理を誤っていたもの

ア 私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金の算定において、住宅借入金等特別控除及び寄附金控除を適用する前の税額で所得階層区分を決めるべきところ、誤って適用後の税額で判定していたため、過払が生じ、返還請求を行っていた。

(子育て支援課)

イ 病後児保育補助事業における29年度の実績報告書について、事業者への提出依頼が遅れ、31年1月に報告を受けていた。

(保育課)

(5) 庁用車の管理が不適切だったもの

庁用車について、自動車運転日誌を適正に管理していなかったため、土日に職員が使用した際に、燃料不足が発生し、給油時に立替払を行っていた。

(スポーツ振興課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 基本計画の補助計画や主な事務事業における評価指標等について

施策や事務事業の効果を客観的に把握するためには、その判断の基準となる指標と目標値の明確化が重要である。区民に成果を分かりやすく示す上でも大切なことと言える。

30年度においては、自殺対策計画と空家等対策計画の策定や、産業振興ビジョンの改定があった。その中で、具体的な取組目標を掲げていたのは、自殺対策計画中の一部の施策のみとなっている。また、今回の各部定期監査での説明聴取

においても、いくつかの事業の成果指標等を確認したが、設定されていないものが少なくなかった。

計画は、主にその政策に関する理念や施策推進の基本的な考え方を系統的に示したものであり、個々の事務事業を掲載している場合でも、それらは内容説明が主眼で、いわばカタログ的に掲げているに過ぎない。あるいは、事務事業の効果測定と言っても、例えば、児童・生徒の学力向上策では、区の施策だけでなく、他の要素（塾通い、家庭教師等）にも左右される。職員研修のようにその影響が長い時間にわたるものでは、にわかには判断が下せないなど。区政課題の性質等に起因する理念中心の計画の作り方や、事務事業の様々な態様等から、業績指標等を設定するのが現実に難しいケースはあるものと思われる。

しかし、である。成果指標等を持たない計画でも、その進捗状況の把握は求められる。現に改定された産業振興ビジョンでは、「ビジョンの評価方法」、「本ビジョンの進行管理」という項目が設けられている。また、数値目標が設定されていない事務事業であっても、予算編成過程においては、それらの実績等を踏まえ、継続の可否や事業規模の見直し等の判断がなされている。

つまり、成果指標等はなくとも、行政内部では明示されない何かしらの基準により、計画や事務事業が評価されている実態がある。だから、そうした暗黙の判断根拠を明確化し、数的な業績目標の設定につなげることはできないのか、という意見も当然生じてくる。

こうした観点も踏まえながら、基本計画の補助計画や主な事務事業においては、できる限り数値による指標と目標値の設定に一層努めるようにして欲しい。

(政策企画課、ほか全課)

イ 組織改正について

31年4月の組織改正では、福祉分野の包括的な相談支援体制や、機能的な都市施設サービス提供体制の再編成等が行われ、健康福祉部と都市整備部などにおいて課や係の変更があった。複雑化・多様化する行政需要に対応する組織体制の強化等の趣旨によるものであり、その実効を上げるためには、新組織を支える人材の育成と区民への十分な周知が求められる。

組織体制の整備については、「区民に分かりやすく、簡素で効率的であるとともに、緊急かつ重要な課題に適切に対応すること」が基本的な考え方とされている。しかし、10年前の組織と比較したとき、部課（担当部課を含む。）の数は確実に増加してきており、「簡素」の面では課題が見られる。各部局の要請を実現してきたことの集積がこうした結果に表れていると思われるので、今後は全体の視点からの見直しに一層留意すると共に、各部局の改正要望段階でもスクラップ・アンド・ビルドを更に心がけられたい。

また、縦割りの対応を生じさせないため、組織づくりやその運営にあたっては、

区民の利便性を優先的に考慮し、区民の立場からより効率的な体制となるように引続き努めていくことも要望する。

(経営改革推進課、ほか全課)

ウ ICTの活用について

財政状況の見通しが引き続き厳しい中で、業務の簡素化・効率化を進め、増大する行政需要に対応し、区民サービスの向上を図っていくためには、今後ともICTの利用が欠かせない。

今年度は、一部の事務において、AI（人工知能、アーティフィシャル・インテリジェンス）やRPA（ロボティクス・プロセス・オートメーション）を活用した実証実験に着手されている。また、情報処理システムをはじめ広く情報化施策に助言を行う情報政策監が新たに設置された。

こうした積極的な施策が成果をあげることができるように、定型業務を手始めとした対応すべき優先順位を定め、実証実験の検証を適切に行い、専門的な見地からの意見に基づくICTの新たな活用検討や見直しなどを着実に進められたい。

また、AIとRPAの活用や情報処理システムの開発・更改等にあたっては、そのメリットを最大化できるように、コスト意識を持ちながら、業務の簡素化を図り、区民の手間の省略やペーパーレス化の促進等に一層取り組まれることも要望する。

(経営改革推進課、情報課、ほか全課)

エ 働き方改革について

長時間労働の是正等を目的とした労働基準法等の見直しがあり、それに伴い、区においても、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」などが改正されて、超過勤務の時間及び月数の上限が定められるところとなった。

超過勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進は、従来から取り組まれてきている。けれども、30年度においては、前年度に比べ、時間外勤務の実績がむしろ伸びている状況があり、これまでの対策だけで不十分なことは明らかである。今回の条例改正等のもと、発想の切り換えを含む、思い切った転換が改めて求められる。

各課においては、業務の見直しを新たに進め、管理監督者における適正な勤務時間管理を更に徹底し、限られた時間の中で所管業務を執行する効率的な方法を職員と共に再検討し実行に移されたい。

なお、現在、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も契機に、多様な働き方が選択できる執務環境を整備してワーク・ライフ・バランスを推進するなどの趣旨から、時差出勤制度の試行が行われている。さらにフレックスタイムやテレワークも研究課題に挙げられているところである。

働き方の見直しに関しては、様々な方策が必要であることから、こうした検討

も積極的に進め、可能なものから実施していくように要望したい。

(人事課、ほか全課)

オ 収入未済額の縮減について

特別区民税や国民健康保険料を始めとする債権を適切に管理し、これらの収納率を高めていくことは、財源の確保と共に、区民負担の公平性維持の観点から、区政の根幹に関わる課題となっている。

30年度の収入未済額は、一般会計で18億561万円余(前年度比△2,218万円余、△1.2%)である。特別会計では、国民健康保険が20億4,351万円余(同△1億7,431万円余、△7.9%)、後期高齢者医療が6,150万円余(同△1,738万円余、△22.0%)、介護保険では1億5,452万円余(同△458万円余、△2.9%)となった。4会計の合計では、40億6,515万円余(同△2億1,846万円余、△5.1%)である。

30年度においては、前年度に続き収納率の向上が見られ、今年度からは、区民要望にあった区民税等のクレジット収納も開始された。関係所管課のこの間の努力を評価したい。

引き続き、生活保護費弁償金、区営住宅や区民住宅の使用料、各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金も含めて、目標値等を設定し、一層適正な対応を進め、収入未済額の更なる縮減を図られたい。

(滞納対策課、国保年金課、ほか債権所管課)

カ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について

同大会の開催までいよいよ1年を切った。区としても、これまで、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ職員(令和元年7月段階で派遣研修を含め10名)を派遣すると共に、目黒シティラン等の機運醸成事業や、ケニア共和国を相手国とするホストタウン事業にも取り組んできたところである。また、中央体育館が同大会テコンドー競技の公式練習場に指定され、本区における東京2020オリンピック聖火リレーの実施日等も明らかとなった。

今後も、同組織委員会や東京都オリンピック・パラリンピック準備局と連携を図りながら、大会期間中の取組など必要な支度を進めていくことになる。開催が近づく中では、事務量が増大し、想定していなかった対応が急きょ必要となることも予想される。

同大会に対する機運醸成事業等を引き続き実施しながら、庁内の連絡調整を十分に行い、組織間の協力を密にし、区として円滑な準備に努められたい。

(オリンピック・パラリンピック推進課、ほか全課)

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

(ア) 各種調査の調査票の回収率について

30年度中に実施された各種調査の調査票の回収率は次のとおりであった。

・区政に対する意識調査（標本調査）	28.6%
・人権に関する意識調査（同）	43.4%
・男女平等・共同参画に関する区民意識調査（同）	30.3%
・子ども総合計画改定に係る基礎調査	
（小学校就学前保護者、標本調査）	49.0%
（小学生保護者、標本調査）	54.7%
（小学5年生の年齢、全数調査）	48.1%
（中学2年生の年齢、全数調査）	39.5%
（高校2年生の年齢、全数調査）	28.5%
・環境に関するアンケート調査（標本調査）	27.5%

各所管課においては、区報やホームページ等でも協力依頼を行い、さらには、調査票の提出を促すはがきの送付や、インターネットによる回答ができるような措置を講じたものもある中での結果である。回収率向上のためには、新たな工夫や知恵も必要となっている。

言うまでもなく、低い回収率は調査結果の精度低下を招来する。20%台の調査が複数生じている事態は、こうしたものに代わる適当な手段がないだけに、憂慮せざるを得ない。

各所管課の取組だけでなく、区として、機会を捉え、区民に対し各種調査への協力依頼を繰り返し行う必要がある。回答者のこれ以上の減少は、地域社会や区民意見等に関する現状把握を誤らせ、区民への正しい情報提供を困難にすると共に、不正確なデータに基づく行政執行が生じるリスクを高めてしまう。回答をしない結果が区民の不利益につながっていくことをよく訴えて欲しい。

（政策企画課）

（イ）基本構想の改定について

基本構想の改定に関しては、長期計画審議会に諮問され、現在検討が続けられている。区政課題に関わる現状の背景を読み解き、これから展開される新しい時代に対応していくための見識が改めて問われる場面である。けれども、区民の望む未来は案外現実的で、いま取り組まれている政策の実現にあるようにも見受けられる。

昨年12月に実施された「区政に対する意識調査 ～めぐろの未来アンケート～」の中で、区が将来どのようなまちになってほしいかということを探っている。回答が多かった選択肢は、「治安が良いまち」（回答比率34.4%）、「高齢者や障害者にやさしいまち」（同27.2%）、「健康に暮らせるまち」（26.6%）、「福祉が充実したまち」（同26.5%）、「災害に強いまち」（同23.7%）、「子育てしやすいまち」（同22.5%）、「緑などの自然が多いまち」（同

21.9%)の順になっていた。選択肢にはない別の将来像の存在を示唆する「その他」(同1.4%)の回答や無回答(1.8%)はごく少ない。

したがって、この調査結果に依拠する限り、現行の政策目標の維持が求められ、既成分野を越えた新たな議論はあまり必要とされない、という帰結になる。しかし、様々な要因により社会経済情勢は変化するのが常であり、それによって区民の価値観や生活も変わって行く。改定後の基本構想は、一定期間そうした変容に耐え、指南力を保持するものでなければならない。

そうしたことから期待されるのはやはり長期計画審議会等の論議である。改定に当たっての基本的視点(「人口減少・超高齢社会への対応」、「多様性を尊重する地域社会の実現」、「ともに支え合う地域社会の実現」、「安全・安心で快適に生活できる住環境の整備」、「将来にわたり持続可能な行政サービスの提供」と自助・共助・公助の考え方を踏まえ、想定される変化への対応や新たに必要となる取組の方向性を念頭に置きながら、長期計画審議会の運営支援に努め、適切に検討を進められたい。

(長期計画コミュニティ課)

イ 区有施設プロジェクト部関係

目黒区民センターの見直しについて

本件に関しては、30年度から専管組織が設置され、区有施設見直し計画に基づく本格的な検討が始まった。既に同センターに係る現状分析と課題整理が行われている。今後は、その内容や区民意見などを踏まえ、見直しの起点となる「基本的な考え方」の整理が進められる予定である。

見直し後の施設内容によっては、区の様々な施策や、周辺だけでなく他の地域にも影響を及ぼす可能性があると思われる。そのため、検討にあたっては、関係所管との連携や、地域への情報提供等に十分留意する必要がある。また、サウンディングなどにおいて、民間事業者から優れた提案を引き出すためには、区側にもそれなりの力量が求められよう。他自治体の視察や事例研究、組織内での熟議に努め、準備を重ねて適切に対応されたい。

(区有施設プロジェクト課)

ウ 総務部関係

人材育成について

令和元年度においては、「人材育成・活用基本方針」の改定が予定されている。少子高齢化・人口減少、情報通信技術の更なる発達、環境意識の一層の深まりや多文化共生の浸透など、想像可能な変化の流れもあるが、具体的な区民生活の将来を見通すのは概して難しい。したがって、予見しがたい時代の変遷に適切に順応し、区民福祉の向上を実現できる職員を育てていくことがこの先も求められる。

それは、公務員としての自覚と主体性を持ち、流動する社会経済情勢の中にあ

って、区政課題を正しく把握する力を備え、様々な方法でそれらを解決する能力を有した職員ということになろう。そうした職員を養成していくためには、集合研修や職場研修を中心とする育成システムの充実や、職場等での職員間の活発な議論だけでなく、職員が各人の問題意識のもとに自ら研さんを積む、自主的な取組の一層の活性化が望まれる。発想の異なる職員が育ち、組織の感受性や想像力を豊かにするということから必要の事柄である。

「人材育成・活用基本方針」の改定にあたっては、区政資料室の充実など、主体的に学習する職員の利便を図る環境整備策や、新しい技術等に対応できるように、民間企業又はそれらが主催する研修などへの派遣を促進する方策を含めて検討するように要望したい。

(区民の声課、人事課)

エ 危機管理室関係

業務継続計画（地震編）の改定について

東日本大震災をはじめとする近年の災害事例等を踏まえ、新たな課題へ対応し、より実効性のある計画とするため、31年4月に「業務継続計画（地震編）」が改定された。今後は、新計画に基づき、優先度の高い通常業務の個別具体的マニュアルの策定や、災害対策本部各部の行動マニュアルの見直し等が予定されている。

業務継続計画は、非常時優先業務を事前に選定し、限られた人員や資器材等を効率的に投入して、業務の継続と早期復旧を図る計画であり、区の現状に即した内容が当然求められる。しかるに、今回改定された計画の「第4章 業務継続のための執行体制の整備」や「第5章 業務継続のための執行環境の整備」においては、記載事項の中に、「課題」や「対策の方向性」という項目で整理されている部分があり、結果として、対応の一部に調整の先送りが生じてしまっている。

例えば、第4章に「勤務時間外に参集可能な職員数の把握」という事項があり、一定の想定の下に災害対策本部各部別の参集可能数が計算されている。ここでの「課題」は、不足する初動時の従事職員の確保であり、「対策の方向性」は、非常時優先業務の絞り込み、部局内や部局間での応援体制の検討・整備等である。しかしながら、これらの事柄は、「第3章 非常時優先業務」中に掲げられた、各部別の「主な非常時優先業務」を整理する際の前提条件に当たる。実情を踏まえ、可能な範囲でこうした対策を講じることが先決で、その前に、非常時優先業務の検討がなされていたとすれば、それは現実からややかい離れたものになってしまっているのではないかと危惧の念を抱かざるを得ない。この点、所管課では、各部の行動マニュアルの見直し等において、今後課題の解決に向け詰めていく予定としている。

実務的な計画の中に、「対策の方向性」といったあいまいさを残す項目を持ち込むことは、その実効性を逆に低下させる要因として働く。次回の改定においては、

計画の組立ての再考が望まれる。また、今回必要とされているマニュアルの策定や改定を速やかに進められたい。

(生活安全課、防災課)

オ 区民生活部関係

個人情報保護について

28年1月から始まったマイナンバーカードの交付も徐々に進み、30年度末現在の交付率は18.2%（前年度比+3.2%）になった。それに伴い、同カードを用いたコンビニエンスストアでの各種証明書の交付件数も30年度で21,209件（前年度の約1.5倍）と伸びてきている。

証明書交付においては、コンビニエンスストア内のマルチコピー機を利用することになる。その際、最近の防犯カメラの解像度の向上により、同コピー機付近に向けられた店内の防犯カメラから、個人情報流出するのではないかとの懸念の声があった。

所管課においては、各店舗の実情を調査し、必要があれば適切に対処されたい。

(戸籍住民課)

カ 産業経済部関係

産業振興ビジョンの改定について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催による経済的効果への期待や、産業競争力強化法に基づく創業支援策の拡充等を背景に、予定していた見直し時期を2年前倒しして、31年3月産業ビジョンが改定された。新ビジョンでは、「新たなチャレンジと安定・継続を目指して、まちを活かす魅力を生み出す産業振興」を基本理念に、地域産業の担い手の育成・確保や地域産業の維持・発展など、5つの方針が掲げられている。今後の積極的な推進を期待したい。

今回の見直しは、データによる現状分析と産業振興に関する意識調査の結果に加え、旧ビジョンの方針ごとの取組状況等の考察をもとに進められた。しかし、「これまでの取組状況と課題」（新ビジョンに記載）の整理においては、概括的な記述にとどまり、判断根拠の説明を欠いているところもあるため、全体として抽象的との印象を逃れない。

従来から、産業振興策は、区政の重要課題として、就労支援、事業資金の融資、商店街施設の整備や魅力の発信、創業・起業の支援など、様々な取組が広くなされてきた。そして、実施結果として、件数や金額等の実績は示されてきている。けれども、各施策の効果が現実はどうだったのかという評価の部分はほとんど明らかにされてこなかった。

そうしたことから、新ビジョンの進行管理においては、「毎年度、施策担当に取組状況と課題、来年度の実施予定について確認し、進捗を管理」するだけでなく、実績に基づいた効果の判断も明らかにしながら取り組むことを要望したい。

(産業経済・消費生活課)

キ 文化・スポーツ部関係

大韓民国ソウル特別市中浪区との友好都市協定について

25年10月に「日本国東京都目黒区と大韓民国ソウル特別市中浪区間友好増進及び交流協力に関する覚書」を結び、中華人民共和国北京市東城区と共に交流を進めてきた同中浪区と、区議会の議決を経て、令和元年7月に友好都市協定が締結された。

基本計画にあるとおり、外国都市との交流には、「国や文化の違いを越えてお互いを理解し合い、結びつきを強め、平和の維持に貢献していくこと」が期待される。また、今回は、日韓関係が難しい時期に友好都市提携を進めた形になり、草の根交流等が実現されるならば、そごが生じている両国の人びとを結ぶ懸け橋のひとつとなることもできる。

区民の理解のもと、これまでの取組を基盤にしながら、今後活動分野を広げ、区民同士の友情を育てて、両区の実発展にもつながるような関係を構築していった欲しい。

(文化・交流課)

ク 健康福祉部関係

(ア) 災害発生時の要配慮者の安否確認チームについて

災害発生時の要配慮者の安否確認に関しては、第1段階として、民生・児童委員、地域住民組織や介護・福祉サービス事業者による確認がまず行われる。その後、第1段階の情報等に基づき要確認者が抽出され、第2段階として、地域避難所を拠点とした安否確認チームによる活動が始まることになっている。

この安否確認チームは、民生・児童委員、防災区民組織構成員、地域包括支援センター職員、区職員や訪問系介護サービス事業所職員等により結成される。地域避難所ごとに2人1組で10組程度の編成が見込まれているところである。

しかし、このチームの一員として期待されている民生・児童委員、地域包括支援センター職員と訪問系介護サービス事業所職員に関しては、現在、参集すべき地域避難所が決められていない。それぞれの任意とされているため、地域避難所ごとの安否確認チームの具体的なメンバーに関しては、想定が困難な状況にある。そうした中で、地域避難所には、安否確認用トランシーバーの配備も進められてきている。

安否確認チームの担当として各地域避難所に派遣される区職員数は、現状で1名の予定であり、この人数から、訪問による安否確認を区職員が担うことはできない。同チームの構成員は、ある程度事前に固めておく必要があると思われる。

関係者と協議し、安否確認チームに参画が予定されている人たちの担当地域

避難所を定めると共に、トランシーバーの操作や運用方法等について周知を図り、徹底されたい。

(健康福祉計画課)

(イ) 介護サービス基盤の整備について

30年度には、認知症高齢者グループホーム(3ユニット)が、また今年度に入り区内7か所目となる特別養護老人ホーム(同定員84名、ショートステイ定員12名)と、小規模多機能型居宅介護(登録定員18名)が新たに整備され、介護サービス基盤の充実が図られた。今後も、第四中学校跡地や目黒三丁目国有地における特別養護老人ホームの建設など、予定されているサービス供給体制の強化を着実に進めることが望まれる。

一方で、地域密着型サービスの(看護)小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護においては、募集期間の延長や説明会の開催なども行ったが、事業者の公募に対し応募がなかった。実施計画や介護保険事業計画に盛り込まれている必要なサービスであるので、更なる対応が求められる。

事業者のヒアリング等を改めて実施し、募集形態の変更や可能な支援策の検討など、区として整えられる公募条件を再度整理し、こうした介護サービスの拡充に引き続き努められたい。

(高齢福祉課)

ケ 健康推進部関係

自殺対策計画の策定について

区では、これまでも自殺対策に係る啓発や職員向けゲートキーパー養成研修の実施などに取り組んできたが、自殺対策基本法の改正に伴い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す自殺対策計画が31年3月に策定された。この計画には、施策として、「全国共通の施策」と共に、本区の自殺実態を踏まえた「地域特性に基づく施策」(働き盛り世代に対する支援、自殺未遂者への支援)が盛り込まれている。

今後は、本計画に基づき、新たに設置される自殺対策推進会議や自殺総合対策庁内検討会で協議と情報交換を行いながら、必要な施策を進めることになる。その中では、自殺対策の普及啓発の強化、ゲートキーパーや自殺未遂者支援人材の育成、危機情報の迅速な伝達と対応のための連携体制の再整備などは、当面の課題として取組が急がれる。

また、本区における自殺の原因・動機の状態では「健康問題」が最も多いこと、地域特性に基づく施策である「自殺未遂者への支援」の場面では、その再企図を防ぐため医療につなぐ必要もあることから、医療機関や医師会との協力関係はたいへん重要である。

そうした点を踏まえ、関係機関や東京都地域自殺対策推進センターなどと一層

の連携を図りながら、「誰にでも起こりえる危機」である自殺に係る対策を推進されたい。

(健康推進課)

コ 子育て支援部関係

(ア) 放課後子ども総合プランの推進について

学童保育クラブについては、30年10月に油面小学校内学童保育クラブ(区直営)が、31年4月にはそのした学童保育クラブ(私立)が整備された。来年度には、八雲小学校、下目黒小学校と駒場小学校に学童保育クラブが新設され、田道小学校内学童保育クラブの拡充も図られる予定である。

また、「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」に関しては、31年4月から、モデル事業として、東根小学校と中根小学校で実施されている。

放課後子ども総合プランの本格実施に向け、こうした新たな取組を含めた施策が進められているところであるが、現段階では令和7年度に需要数のピークを迎えると予想されている学童保育クラブの整備がやはり急務となっている。小学校内の整備に関しては、今後児童数や学級数が増加すると推計されている所も多い。小学校側の理解を得ながら整備を進めていくためには、特別教室等の一時的な利用(タイムシェア)による育成室の確保だけでなく、小学校側の負担を最小限に抑えた、柔軟できめ細かい運営方法が求められる。

他自治体で成功している具体例の情報を収集し、また、本区での先行事例も踏まえ、整備する小学校と十分な協議を行って、適切な方式を編み出すべく努めて欲しい。また、運営を受託する民間事業者に対しては、なぜそのように定められたのかという経過も含めて、決められた内容を適切に伝え、運用に遺漏のないようにされたい。

(放課後子ども対策課)

(イ) 保育所待機児童対策について

30年度では、区有施設を活用した小規模保育施設(1園)や私立認可保育所(14園)の整備支援等により、実施計画の予定を上回る、991人(31年4月段階)の定員拡大を実現させた。この結果、前年4月に330人であった待機児童数を79人まで減少させることができた。この間の区の取組を評価したい。

来年度に向けては、既に私立認可保育所(9園、定員566人分)の整備に着手しているとのことであり、待機児童数0を実現するため、引き続き積極的な対策の推進を期待する。

今後の保育所待機児童対策に関しては、子ども総合計画改定作業の中で、改めて就学前児童数や要保育率の推計等を行い、整理することになると思われる。そうした中では、現状の適正さを再チェックする意味で、いま支援している保

育所整備・運営事業者が実施する保育やその経営の状況等を再度確認し、実態の検証も経たうえで、検討を進めていくように要望しておきたい。

(保育課、保育計画課、保育施設整備課)

サ 都市整備部関係

空家等対策計画の策定について

本区においても、将来的な人口減少の進行などに伴い空家等が増加することが予想されており、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、31年3月に空家等対策計画が策定された。空家等の予防と適正管理、空家等の利活用や、空家等の除去が基本方針となっている。

この計画をもとに、今年度から、啓発パンフレットの作成、空家管理費助成等の取組が開始される。巡視活動など継続的な実態調査や、公共的利活用の可能性の把握に努め、基本方針に基づく対策を円滑に進められたい。

また、この計画では、特定空家等の判断に当たり、その空家等を放置した場合の悪影響や危険性等に関する考え方について、区長が空家等対策審議会に諮問し、それに対する答申を受けた上で決定することとされた。同審議会には、現在区職員も構成員に加えられている。第三者としての役割を期待しているのであれば、区長の補助機関（職員）を含めていることは、逆に当事者の納得を得られにくくする原因ともなりかねず、懸念が残る。同審議会の構成に関しては、改選時等を捉え再検討する必要があると考えられる。

(都市整備課)

シ 教育委員会関係

(ア) 区立中学校の適正規模・適正配置の取組について

30年度において予定されていた統合方針の改定が見送られた。理由は、小学校児童数の増加を受けた中学校生徒数の推移を見守る必要性があり、内容等の再整理が求められるとのことからである。

今後の中学校生徒数と学級数の推計をみると、南部・西部地区で統合対象校とされた4校のうち、1校は、確かに統合方針が掲げる望ましい学校規模（学級数で11学級以上、生徒数で300人以上）に近づいていく。しかし、残りの3校は、生徒数と学級数は伸びるものの、そうした学校規模にはとても至りそうにない。

生徒数等の推計に関しては、以前もその動きを見定める必要性を理由のひとつとして、検討を先延しした経過があり、同じような状況判断が繰り返される形となった。

課題の解決に向けて、従来の枠組みを見直し、可能なところから手を付けていくような方向転換を図るなど、柔軟な対応を望みたい。

(学校統合推進課)

(イ) 学校 I C T 環境整備について

31年4月から学校 I C T 課長が教育委員会事務局に置かれ、学校の情報化を促進する体制が新たに構築された。電子黒板機能付プロジェクターの整備等も現在行われているところである。

今年度の教育行政運営方針等においては、教育情報セキュリティーポリシーや情報化推進計画の策定が予定されているが、教科指導における I C T 機器の一層の活用や校務処理の効率化など課題は多い。できる限り早く方針を明確にしたうえで、具体的な取組を更に進められたい。

また、プログラミング教育をはじめ I C T 機器を活用した指導の充実を進めていく中では、それらの導入効果が確実に上がるように、機器等の利用状況や、課題の把握など、関係課で必要な情報をよく共有し、検討することを要望する。

(学校 I C T 課、教育指導課)

(ウ) 図書館基本方針に基づく検討について

図書館基本方針が29年4月に策定され、5つの目指す方向性が明らかとなり、それに沿った具体策をいかに展開するか、現在も検討が続けられている。

一方では、区民センターの見直し作業が進行中であり、区民センター図書館の在り方が早晚問われてくる状況にある。検討は、そうした課題も視野に入れた広がりが必要になるようになった。

現在の図書館基本方針には、区立図書館の将来像は描かれていない。区民センター図書館の今後を考えていく上で、当面必要となるのは、図書館に期待される個別の要素よりも、それらを踏まえた全体像、この先区民が望む図書館はこういうものになっていく、という具体的なイメージと思われる。

他自治体では、新たな動きも既に生じている。改築にあたり図書館に集会施設等を設け、その機能を拡大して多様な利用者を集めるなどの取組を始めた所、電子書籍の貸出サービスを導入し、「電子図書館」を併設した所などである。

こうしたことから、図書館基本方針に基づく検討においては、個々の方策を詰めるだけでなく、今後必要となる、将来像の構築も合わせて進めておくことを要望しておきたい。

(八雲中央図書館)

3 推奨事項

代替屋外遊戯場送迎事業について

この事業は、十分な園庭の確保が困難な保育所に対し、徒歩で通えない敷地の広い公園へ園児等の送迎を行うもので、区が車両の運行等を事業者へ委託する形態になっている。

実施に当たり、使用するバスに「ヒーローバス」と愛称をつけ、補助金が予定され

ている事業ではあったが、クラウドファンディングによる寄付の受付を行った。その結果、募集の過程等で、保育の充実に対する区の積極的な姿勢が広く伝わり、事業の効果的なPRにもなって、多くの賛同者が得られた。寄付金は255万1千円（寄付者61人）に上り、それによって区の一般財源等からの支出が抑制できている。

事業を行う際に、一工夫加えることで、様々な効果を上げることができた事例であり、その着想と実施結果を高く評価したい。

（保育計画課・保育施設整備課）

4 まとめ

今回の監査では、いくつかの事務において改善すべき点はあったが、全体としては、おおむね適正に予算や事務事業の執行等がなされていることが確認できた。

ただし、事務処理に当たり必要なシステム改修が行われず、不十分な引継のため多額の過払いが生じた、私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金のようなケースの発生は遺憾である。円滑に返還が進むよう取り組まれない。本件では、システム改修の要不要の判断の点もあったが、適切な事務引継を欠くという、他所管でも生じていた共通の問題も見られた。

新たに担当となる仕事の経験が今までない、若しくは浅い同僚に業務を引き継ぐ場合には、当然ながら、懇切丁寧な説明とその後の手助けが大切である。過去の経緯、以前の監査指摘事項を含めた引継事項の不足等の精査や、より参照しやすい引継資料とする見直しなども求められる。後任者には、分からなければ何度でも訊く勇気を、職場にはそれをやさしく許容する姿勢を求めたい。そして、上司には、しばらくの間、そこに伏在するリスクを常に意識しておいてもらう必要がある。不十分な引継や支援不足が、繰り返される事務ミスの一因になっていることを忘れずにいて欲しい。

令和元年度一般会計予算は、過去最高額の区税収入見込みとなり、歳入・歳出の規模は1千億円を超え、直近の10年間で最大となった。多くの投資に見合った大きな成果が上がり、区民福祉の向上が更に図られるように期待したい。

以 上